

『資政新篇』再考

——一九世紀中期の中国における「キリスト教的近代化」の模索——

倉田明子



はじめに

『資政新篇』は後期太平天国運動における政治綱領として、特に「近代化」を志向する綱領として従来から注目を集めてきた書物である。『資政新篇』の筆者洪仁玕は、洪秀全の創始した上帝教の最初の入信者ではあるものの、早期太平天国運動とは直接関わっておらず、後に逃亡先の香港でプロテスタントキリスト教の洗礼を受け、宣教師のもとでアシスタントとなった。一八五八年になって洪仁玕は再び太平天国に身を投じることを決意し、翌年の春、太平

天国の首都南京に到着し、ほどなくして政治の一切を統轄する地位を与えられた。『資政新篇』は、洪仁玕が太平天国の政治を司るに当たって、自らが「見聞したことどもを逐次申しのべ、それによって聖主（洪秀全）が知見をさらに広くされることに寄与し」、「御聖断のより所とし、国政の御役に立てる」（筆者訳）ために著した書物である。¹⁾

『資政新篇』の中で提起されている諸政策は従来から大いに注目を集めており、資本主義思想の萌芽として高く評価されてきた。ただし従来の『資政新篇』の取り上げ方は、その提言の内容を「経済」「政治」「社会」等に分類し、断片化された個々の提言の「先進性」を評価するとい



洪仁玕像

広州市花都区洪秀全故居蔵



『資政新篇』表紙

オックスフォード大学蔵

うスタイルがほとんどであり、また、『資政新篇』を後期太平天国における「近代化綱領」として位置づけるのがほぼ定式化された結論であった。

しかし、近年、このような近代性のみを強調するのではなく、『資政新篇』における革新的な思想と儒家思想との共存に注目した研究も見られる。一方、筆者は洪仁玕のキリスト教徒としての経歴を明らかにした上で、*The North China Herald* 紙の記事をもとに『資政新篇』の修正・改変の過程を追い、この書物が手稿の段階では西洋の新しい知識の提示や政策提言をする文章のみならず、キリスト教の教義を説く文章数編をも含むものであったこと、刊行の時点でこれらのキリスト教の教義に直接関わる文章は全て削除され、政策提言を主眼とする書物として編纂し直されていることを明らかにしてきた。

本稿ではこれまでの研究を踏まえつつ、「先進的」とされてきた『資政新篇』の諸政策の内容を、洪仁玕のキリスト教信仰との関わりを切り口にもう一度捉えなおしてみたいと思う。それには、従来のように個々の提言を抽出するのではなく、できる限り本来の文脈に沿って内容を読みとってゆくことが必要であろう。また同時に、本稿では『資政新篇』に対する書誌学的研究をさらに一歩進めてゆきたい。従来の『資政新篇』研究は諸政策の内容を列挙するだけで、それが洪仁玕のどのような経験、知識をもとに

提起されたのかは顧みられてこなかったが、これらのことを明らかにすることで、洪仁玕、ひいては『資政新篇』を、太平天国内部のみに限定することなく、より広い時代背景の中に位置づけることが可能になると考えるからである。

なお、上述のように、刊本『資政新篇』は執筆後に大幅な変更を経て刊行に至っている。ここで簡単に刊本『資政新篇』の構成について整理しておきたい。

刊本『資政新篇』はひとまず、①誼論、②序文にあたる部分、③「用人察失類」、④「風風類」、⑤「法法類」、⑥「刑刑類」、⑦天王洪秀全の決裁を仰ぐ結語にあたる部分、の七つの部分に分けることができる。このうち①、②、⑦はその内容から『資政新篇』の内容が手稿本からは大幅に変更され、③―⑥の四つの文章によって構成されるという方針が固まってから改めて書かれたものであると推測される。また、④、⑤、⑥については、一八六〇年八月の初めにロンドン伝道会の宣教師が洪仁玕本人から渡された手稿本に基づき、英文による翻訳が同年八月一日から三回にわたって *The North China Herald* 紙に掲載されており、ここから手稿本の段階での内容を知ることができる。この英訳と刊本とを比較してみると、後者には後から加筆されたと思われる部分もあるが、内容は基本的に一致していることが分かる。なお、「用人察失類」は英訳にはなかったことを考えると、後からの加筆である可能性が高い。

以上が『資政新篇』の構成であるが、以下、本稿では『資政新篇』の中核をなす③―⑥の四篇の文章の内容について検討してゆく。

洪仁玕のキリスト教信仰と西洋認識

(一) 「用人察失類」

「用人察失類」としてまとめられている文章は、後半は「風俗習慣が人を惑わすこと」を論じており、「風風類」の導入として加筆されたことを思わせる内容となっていることから、実質的には「徒党をくむ弊を禁止する」と見出しの付いた十数行の短文が本来の「用人察失類」の内容と考えられる。洪仁玕は、臣下が徒党をくむ弊害について述べ、それを許してはならないとした後、「もし軍隊が強くなり、国が富んで、風俗も醇厚になる時がくれば、また朝出て夕方には到着できるような汽船や汽車があり、また陰謀を暴露する新聞を発行できるようになれば、どんな裏切りや悪企みも、たちまち白日の下に明らかにされてしまうでしょう」と述べている。汽船や汽車、新聞発行によって情報や人の移動を速め、様々な情報が公にされるようになることが徒党のたくらみを暴露する手段であると洪仁玕は考えたのである。もつとも、これらはむしろ『資政新篇』

全体を通しての洪仁玕の理想の国家像を示している言葉であるようにも思われる。後述するように、風俗を厚くすること、すなわち「教化」を重んじる姿勢はこの後にも繰り返し現れるものであるし、統治を支えるものとして汽船や汽車、また特に新聞の発行を重んじる観点も随所に見られるものだからである。ここではごく簡単にこれらの観点が提示されているだけであるが、続く三篇の中でより具体的にその方法や内容が示されてゆく。

(二) 「風風類」

「風風類」は、上に立つ者が民を「風俗習慣によって教化し、上からこれを感化する」べきことを説いたものである。「教化」とは、徳によつて民衆を教化する、という中国の伝統的な儒家思想に基づく概念であり、洪仁玕の思想が儒家思想の影響をも強く受けていることを示している。ただしここで興味深いのは、洪仁玕が、風俗を厚くする具体的な方法として「医院」、「礼拝堂」、「学館（学校）」、「四民院（寡婦、寡夫、孤児のための施設）」、「四疾院（盲、聾、哑、跛者のための施設）」の設置を奨励し、また、「牧司（牧師）」や「教導官（教師）」によって民を「教化」しよう提言していることである。

洪仁玕は上海・香港での逃亡生活の大半をロンドン伝道会のアシスタントとして過ごしていたが、そのロンドン伝

道会はまさに礼拝堂での布教と共に西洋式の医療や教育を通して布教活動を展開していた団体であった。洪仁玕自身も礼拝や病院での布教、学校での教師の仕事などをしており、そのような経験から病院や教会、学校を教化の場とする発想が生まれたのであろう。

さらに洪仁玕は「風風類」の中で、人が「宝」として尊ぶべき物事を上・中・下の三つの階級に分けて論じている。すなわち、「中国ではもともととせいたくいな習わしを宝のように見なしてきた」が、中国の人々が尊ぶ華美な紙や絵画、精巧に作られた金や寶石などは価値がないとは言わないが「宝の下」にすぎないのであり、「天父上帝、天兄キリスト、聖神爺の風（聖霊）の三位一体」こそが「上」の宝であるとしている。また中国で信仰されてきた様々な宗教は民の心を惑わすものであり、「福音真道」に勝るものはないとしている。ここで言われている「福音」とは「正義の罰と慈悲のゆるし」の二者を兼ね行ない「キリストがその身に担われたもの」（筆者訳）であり、「人の蒙を開いて、その心を慰め」、「人の智慧を広くして、その行いを善くさせる」ことができるもの、とされている。その上で、「中の宝」として「汽船、汽車、時計、電火表、寒暖計、気圧計、日時計、望遠鏡、六分儀、連発銃、天球儀、地球儀など」の「有用な物」を列挙し、これらの物は「みな自然の妙技に勝る発明で、人の見聞や知識を広くさせる



『退邇貫珍』創刊号表紙

香港大学蔵



香港の風景

Hong Kong Museum of History, *Hong Kong 100 Years Ago*, The Urban Council, 1970 より

ことができる、正々堂々の技であって、婦女子の役にも立たぬ装飾ではなく、永遠に役に立つもの」であるとしている。

ここからまず分かるのは、洪仁玕が「三位一体」の神、そしてキリストに体现される神の罰と赦し、というキリスト教の中心的な教義を最重要視していたことである。「三位一体」の教義は洪秀全からは否定されていたものであり、キリストの贖罪の教義も太平天国ではほとんど重視されていなかったにもかかわらず、洪仁玕は敢えてそれらを「上の宝」であるとしたのである。そして、さらにそれに次ぐ恒久的な価値を持つものとして西洋の発明品を位置づけていた。

蒸気機関や温度計、望遠鏡などの西洋の発明品、またそれに付随する数学、天文学などの学問知識が中国で盛んに紹介されるようになるのは一八五〇年代のことであり、しかも当初その伝達者として積極的な役割を果たしたのは宣教師であった。当時の多くの宣教師らは科学的合理的の思考を援用して神の存在を実証しようとする自然神学的な考え方に立ち、西洋の先進的な事物や知識を広めることでキリスト教布教を拡大させようとしていた。このことは彼らが著した書物や文書の中にも読みとることができる。

例えばロンドン伝道会の宣教師が編集者となって香港で発行されていた月刊紙『退邇貫珍』（一八五三〜一八五六

年発行)の一八五三年第二号には、汽船の効能と蒸気機関の原理について説明した「火船機制述略」という文章がある。ここでは、蒸気機関の原理が一通り説明された後、ただしこのような人類の知識というものは「万物を創造された主宰者」のそれと比べれば無に等しいのであつて、自然界や宇宙の原理を理解することはできない愚昧な知識であるとし、ただ「わが人類はもろもろの創造物の不思議を考察し、創造の偉大さを誉め称えることを許されているので、一心に研究し探求している事柄は必ず天佑を得て願うところを与えられる」のだ、としている。あるいは、一八五七年に出版された数学書『幾何原本』の序の中で、著者ワイリー (Alexander Wylie、ロンドン伝道会の印刷技師) はさらに端的に「イエスの教えが本であつて、暦学や算学などの学問は末である」とし、「天下の学者が謹んでその本を探求し、しかも末を捨て置かないことを厚く願う」と述べている。このような科学の探求、成果を肯定しつつキリスト教信仰をさらにその上位に置く、という発想は当時中国で宣教師によって出版された多くの書物に共通するものであつたが、宣教師のもとで働いていた洪仁玕もまた、このような発想を受け継いでいたのである。

(三) 「法法類」

「法法類」は法を作つて基準を定めるべき事柄について

述べた部分である。冒頭で洪仁玕は法を定めるのは民に依るべき道を与え、道から外れないようにさせるためであるとし、その原則として「教法兼行」という言葉を挙げている。「教」はやはり「教化」を指すと思われるのであるが、その具体的な方策としてここでは「書信館」と「新聞館」の設置が提言されている。洪仁玕は、西洋の制度に倣い、それまでの中国にはなかつた新しい通信や情報伝達の手段を導入することで「教化」を実現しようと考えていたのである。

さらに洪仁玕は、法を立てる者は「各国の風俗教化の状況を熟知しなければなりません」、また、「技術がすぐれており、立派な国法をもっている外国人には、まず通商を許すべきです」と述べ、外国の情報や優れた技術、法などを積極的に受け入れる姿勢を見せている。そして具体的に二二の国家や地域の紹介と二八項目の政策提言が述べられている。

(1) 各国紹介

まず国家・地域の紹介であるが、例えば仏教国としてペルーやオーストラリアを挙げているなど、明らかに誤つた記述もあるものの、概ねその内容は正確である。それぞれについての記述は簡略なものもあれば詳細なものもあり、内容も地理や歴史にまで言及したものもあれば洪仁玕自身の観察や批評と思われるものもあるが、いずれにせよこれ

らの記述は洪仁玕の学習や見聞の成果であることは間違いない。

世界の地理に関する書物は中国でも比較的早くから出版されていた。表1は洪仁玕が香港に滞在していた一八五〇年代後半までの間に宣教師によって出版された、世界各国の地理や歴史に関わる記事を掲載していた定期刊行物、および専門書を示したものである。これらの書物の編集者・執筆者のうち、ギョツラフ、ブリッジマン、ウエイを除くとその他は全てロンドン伝道会の関係者であり、ミルン以外は洪仁玕が直接面識を持っていた人々であった。また、ブリッジマンとも洪仁玕は面識があった。ギョツラフは洪仁玕が香港に来たときにはすでに他界していたが、洪仁玕が最初に属していたパーゼル伝道会と密接な関わりを持っていた人物であり、彼の著作に洪仁玕が接する機会は十分あったであろうと考えられる。このように、これらの地理関連書の多くが洪仁玕の非常に身近な場所で出版されたことが分かる。以下ではこれらの書物との比較を交えながら、洪仁玕の国家観、世界観について検討してゆきたい。

が善いからです」とあるだけであまり具体的とは言えないが、「この国の人は智力に秀でたものが多く、傲慢が性となっており、人の風下に立つことを潔しとしません」と続け、彼らと交渉するときは相手を侮蔑するような言葉遣いをすべきでないことを説いている。

一方、次のアメリカについての記述はイギリスに比べると遙かに具体的である。のみならず、他の国家の紹介と比べても、聖書に基づいてユダヤ人の歴史にまで言及しているトルコについての説明を除けば、最も長く詳細な紹介となっている。表2はアメリカに関する『資政新篇』の記述と表1で挙げた地理書の中の記述とを比較したものである。『資政新篇』には大統領の任期を五年とする誤りはあるものの、政治制度や社会政策などに関する記述にはかなり互いに重なり合う部分があることが分かる。

また、洪仁玕は両国は「いずれも天父上帝、イエス・キリストを信仰する教えをもっています。どちらかといえばアメリカの方が信仰や行動においてはより誠実です。イギリスは智識と国の強さにおいて秀でています」としている。アメリカについてはこの他にも随所で「強国ではあります。近隣諸国を侵略いたしません」「礼儀正しい」「富んでいる」「公正である」などの賛辞が繰り返し現れている。一方、イギリスについてはその智力を称えつつも「傲慢が性となっている」とやや厳しい。英米両国を強国として筆

表1 1850年代末までに宣教師によって出版された地理関連書

著者・編者	書名	形態	出版地	出版年
ミルン (William Milne)	『察世俗毎月統紀伝』	月刊誌	マラッカ	1815-1821
メドハースト (Walter Henly Medhurst)	『特選撮要毎月紀伝』	月刊誌	バタヴィア	1823-1826
ギュツラフ (Karl Gützlaff)	『東西洋考毎月統紀伝』	月刊誌	第一号のみ 広州、以後 シンガポール	1833-1838
メドハースト、 ヒリヤー (C. B. Hillier) ¹⁾ レッグ (James Legge)	『遐邇貫珍』	月刊紙	香港	1853-1856
ワイリー (Alexander Wylie)	『六合叢談』	月刊紙	上海	1857-1858
ブリッジマン (Elijah Coleman Bridgman)	『美理哥合省国志略』 ²⁾	単行本	シンガポール	1838
ギュツラフ	『古今万国綱鑑』 ³⁾	単行本	シンガポール	1838
ギュツラフ	『万国史伝』	単行本	香港?	1847? ⁴⁾
ウェイ (Richard Quarterman Way)	『地球図説』	単行本	寧波	1848
ミアヘッド (William Muirhead)	『地理全志』	単行本	上海	1853-1854

注：1) ヒリヤーは香港の官僚でメドハーストの娘婿。

2) 各省の地理について述べた巻之首を除く巻之一以下を1844年に香港で『亜墨理格合衆国志略』として再版。字句に若干の改訂がある。1861年に大幅な改訂が施された『大美聯邦志略』を上海で出版。Wylie 書によれば1846年に広州でも再版。

3) 1850年に寧波で再版。

4) 出版年記載なし。第五十一葉に「(ナポレオン戦争後) ヨーロッパは32年間泰平を享受している」とあることから1847年刊か。1847年当時、ギュツラフは香港に在任していた。

5) 1856年に改訂版『地球説略』を寧波で出版。

出所：Wylie, Alexander, *Memorials of Protestant Missionaries to the Chinese*, Shanghai Presbyterian Press, 1867 を参考に筆者が作成。

頭に挙げながらも、その評価はかなり異なっている。これは書物から学んだことを越えた、洪仁玕の実体験に基づく所感ではないかと思われる。イギリスは香港の領有者であり、アヘン戦争以降、列強の中国進出の最先鋒でもあった。これに対しアメリカは清朝と通商関係はあったもののアヘン戦争や第二次アヘン戦争では直接交戦することはなかったことが、このような洪仁玕の見解に影響を与えているのではないだろうか。特に洪仁玕は第二次アヘン戦争の時期に香港におり、広州の外国人が排斥されたこと、その後英仏軍によって広州が占領されたことなどをつぶさに見ていた。当時洪仁玕の最も身近にいたロンドン伝道会

表2 『資政新篇』「法法類」中のアメリカに関する記述と当時の地理書中の記述との比較

書名	内容
『資政新篇』「法法類」(第九葉)	花旗邦, 即米利堅, 禮儀富足, 以其力雖強, 而不侵凌隣邦。有金銀山, 而招別邦人來採, 別邦人有能者冊立為官, 是其義也。邦長五年一任, 限以俸祿, 任滿即養尊處優, 各省再舉。有事各省總目公議, 呈明決斷, 取士立官補欠, 及議大事, 即限月日, 置一大櫃在中廷, 令凡官民有仁智者, 寫稟公書, 置於櫃內, 以多人舉者, 為賢能也, 以多議是者為公也。其邦之敲盲聾啞, 鰥寡孤独, 各有書院, 教習各技, 更有鰥寡孤独之親友, 甘心爭為善事者, 願當衆立約保養, 國中無有乞丐之民, 此是其禮儀, 其富足也。
『古今万国綱鑑』卷二十「亞墨利駕列国之史」(第九十三葉)	……乾隆四十三年嗣後通中国, 其甲板稱花旗矣。其商船隻不勝數巡駛遍天下, 堆金積玉, 財帛盈箱也。國主被民選或三年, 或六年, 承接大統也。各省設公會, 且此公會之尊貴人, 赴國之大統會院, 商量妥議國事。如此鑑空衡平, 辨例毫不差矣。……
『地理全志』卷之四「亞墨利加全志」(第十三葉)	……又推一總統領, 督管合部政事。均以四年為任滿, 亦有二年二年一易者, 賢則留之, 復任之八年不准再留。如首領任滿, 則推副者為正, 副或不協人望, 則別行推擇鄰邑之長。各以所推書姓名投獻中, 墨則啟壓, 視所推獨多者立之。或官吏或庶民不拘資格。退位之總統依然庶民。其總統領推挾之法, 與推挾各部首領全。……事必會議而後定法, 支放言行, 每年均出示于眾, 如例所禁, 總統亦不敢犯之。……
『美理哥合省国志略』卷之十三「国政一國領」(第三十五—三十六葉)	……京都內有一總統領為主, 二副領為佐, 正副統領, 亦由各人選。每省摺二人, 至京合為議事閣, 又選幾人合為選議處。統領每年收各省餉項, 除支貯庫, 不得濫用外, 每年定例酬金二萬五千大元。首領無俸祿故云酬金。以下各官皆云廉俸也。若非三十五歲以上, 及不在本地生者, 皆不能當此職。例以四年為一任, 期滿另選, 如無賢於他者, 公舉復任。若四年未滿, 或已仙遊, 或自解任, 則以副統領當之。副統領不願, 則推議事閣之首者。若伊亦不願, 則以選議處之首獲理。設終無人願當此職, 則吏部尚書寄書於各省首領, 遍示於民選。……至議事閣, 與選議處, 皆以每年十二月內之初禮拜一日, 同到京之公所, 齊集會議。……因國中農務工作, 兵丁貿易, 賞罰刑法, 來往賓使, 修築基橋等例, 皆此時議定。……
『遐邇貫珍』1854年第2号「花旗國政治制度」(第一—二葉)	……諸群各以本群自創之例, 自治其區, 而總憲及創例官憲皆出庶民公為推舉, 其舉法通群人人皆聚而署名, 乃推較所得署名, 以最多者為準。……其統臨諸群, 有國主一人焉, 復有其副以佐之。從政者則有選舉輔贊兩院, ……其兩院所謂選舉院者, 如古制鄉里選之法。……凡舉必以本郡人, 不得以他群人與其列, 古籍為群民者, 恒以七年為準, 否則不與選。……國主在位四年期滿, 遜位仍儕庶民, 復推選新者, 倘於期內薨逝, 或告退休息, 則其副代為之, 然必誕育自本國。……
『美理哥合省国志略』卷之十八「濟貧」(第四十九—五十葉)	且貧乏之人, 各處難免, 惟究其原, 多因盜賊水火之災, 風雷饑饉之患, 或貨船溺於長江, 或身体傷於疾病, 以及閒遊賭博, 鴉片宿娼, 此即貧之原也。若欲有以塞其源, 必先設法以杜其弊, 如人既入艱辛貧乏之境, 合省則有統領及王公大臣, 紳衿耆老等, 議以濟之, 是放於未貧之先, 預存或貧之慮, 既貧之後, 常防愈貧之憂, 此濟貧之議, 誠社漸防微之至矣。……倘或不意無備, 忽墮貧苦, 則論其同姓先濟之, 然律例又不能強, 即不肯濟, 不過國人晒之而已。或同宗親友等不能濟, 不肯濟, 則本泉相廉以濟之, 亦有將貧人帶回家作工者。倘無人肯帶, 則本泉設濟貧院以居之, 各分以事業, 所得之項, 全數入泉官。倘生子女, 本泉即延師教之。府省亦然, 至省垣村族, 不許有一丐食者, 流離於閭閻市井之中。然非先立一濟貧之法, 又安能禁人之丐食乎。此合省濟貧一法, 誠盡善盡美矣。凡有國者, 可不倣效之乎。
『美理哥合省国志略』卷之二十四「仁會」(第六十一葉)	……又聾盲啞者, 原屬無用, 今國內立仁會, 設館以訓習焉。如聾啞者, 亦以手調音而教之, 盲者即有凸字書, 使他以手揣摩而誦。至幼而失怙恃者, 亦有院養育, 如中華之育嬰堂焉。……

の宣教師レック (James Legge) は、後にある講演の中で
広州占領を指揮したエルギン卿を「偉大ですばらしい人物」
「物」だったと非常に高く評価し、占領直後の一八五八年一
月には礼拝所の開設のために広州を訪れ、「満足感をもつ
て歩き回った」ことを回想している。この広州への旅には
洪仁玕も同行し、礼拝所での説教などを行っていたとい
う。武力行使や占領に疑問を差し挟まず、むしろそれを
誇りとする宣教師らの姿を目の当たりにした洪仁玕には、
イギリス人は「傲慢を性とする」国民と見えたのではない
だろうか。

続いて、洪仁玕はドイツに言及し、「天父上帝、イエ
ス・キリストをとりわけ慎ましく信奉しています。ドイツ
人には太古の風があり、だから国威はそれほどありません
が、道徳においては傑出しています」として「徳」の高さ
を賞賛し、さらにスウェーデン・デンマーク・ノルウェイ
について、「イエス・キリストの教えを固く守っています」
「一人品、風貌は上品で、気質は誠実で心が寛く、古人
の遺風があります」と述べている。以上の六カ国はいずれ
も「天父上帝、イエス・キリストの教え」を信奉する国家
とされており、法の優れた強国、あるいは礼儀や徳に富む
国として肯定的に捉えられていることが分かる。

一方、フランスについては「上帝、イエス・キリストを
信仰している国ですが、ただその宗教は奇跡や神秘的なこ

とを重視し、いささか正教とちがいがあります。だからこ
の国は今ほ格別強くもなければ立派でもありません」と述
べられている。ここで言われているのはカトリックとプロ
テスタントの違いのことであり、洪仁玕はフランスはカト
リックを信奉しているから国勢がやや劣っている、と理解
していたようである。また、ロシアについては「百余年以
前にはまだ天兄を信じておらず、しばしばイギリス、フラ
ンス、スウェーデン、ノルウェイ、ドイツなどの諸国に圧
迫されました。そこで王の長子を平民に装わせてフランス
に派遣し、国法や造船の技術を学ばせました」、「帰国後、
大いに政教〔政治と宗教か〕を興し、以来百余年の間に、
国勢は日にあがり、今では北方の指導的な国です」(一部
筆者訳)と述べており、キリスト教国に学んだことが国勢
を増す要因となったとされている。

逆にトルコについては、「この国の人はイエス・キリス
トが救世主であることを信ぜず、今なおモーゼの律法に固
執して、これを変革して適応させようとしないうために、国
勢は振るわず、丙辰年にはロシアに侵略されました」と
ある。丙辰年に侵略された、というのは一八五六年から始
まったトルコ戦争を指しており、新しい世界情勢を反映し
た記述となっているが、ここでもキリスト教を信奉しない
ことが国家危機の原因であるとされている。また、ペルシ
アについても太陽や「妖仏」を信仰しており、他国に領土

を占領されてもそれを恥じない国である、と批判的に述べられている。そして最後に列挙されたマレーシアなどの国々は「皆仏教を信じ、偶像を崇拜しているのです、これらは国々は衰弱して振るわないのです」とされている。

一方シャムと日本については、それぞれ「最近イギリスと通商を開き、また蒸気船をつくることを做い知り、大船で各国に貿易に赴き、今や富智の国に変わりました」、「最近アメリカと通商を開き、各種の技術をとりにいれてこれを手本としています。将来きつと成果をあげるでしょう」と述べ、英米と通商し、優れた技術を導入することが富国への道であるとみなしていることが分かる。

このように洪仁玕の国家観では「キリスト教を信奉する国か否か」が非常に重要視されている。これは当時の多くの宣教師に共通する観点でもあった。最も典型的な例としては、アメリカ長老会宣教師マルティン (William A. P. Martin) による布教書『天道溯源』に以下のような記述がある。「イエスを崇拜する国は、最も強大で盛んである。……しかしいまだキリスト教に従わない国は多くが衰退し、商船も遠洋に出かけていくことができない。天が異端を駆除し、真の道を助けることが明らかである」。『天道溯源』はその後も何度も再版され、良質な布教書として高く評価されている書物であり、中国におけるキリスト教文書伝道史上の代表作の一つとされている。またこの他にも、

『万国史伝』や『遐邇貫珍』などに「キリスト教国」への神の恩寵という観点からの記述を見ることができる。このように、洪仁玕が「法法類」の中で展開していたものと同様に、洪仁玕が当時の宣教師による書物の中で用いられていたことは、このような観点の普及度を示しているとともに、洪仁玕が当時の宣教師らの国家観に強く同調していたことをも示している。

(2) 政策提言

続いて「法法類」には二八項目の政策提言が列挙されている。その内容は大まかに、中央政府の政策に関わるもの(第一一八項)、地方統治に関わるもの(第九一―一五項)、風俗習慣や生活に関わるもの(第一六項以下)の三つに分けることができる。

このうち最初の中央政府の政策に関わる部分では、まず第一項で上から下まで権力を一つ所に束ねるべきことを述べ、続けて水陸の交通の整備、銀行の設立、特許制の整備、鉱物資源の開発、書信館と新聞館の設置などについて規定している。

ここでまず目を引くのは、洪仁玕が特許制度に非常に関心を寄せていることである。洪仁玕は水路、陸路の発展のために汽船や汽車の導入を奨励しているが、いずれもその発明者に利益の独占を許し、期限が過ぎたら他人がまねて造ることを許可し、また、発明者がその発明の公開を望む

のであれば申請させた上でそれを許す、としている。またその他の器具の発明についても一項を設け、やはり発明者を優遇して五年間ないし十年間は利益の独占を許すよう提言している他、鉱物資源の開発に關してもやはり第一発見者を優遇する制度を作らるべきであるとしている。

また、郵便や新聞制度の整備については、上述のように「用人察失類」や「法法類」でもすでに提言されてきていたのであるが、ここで洪仁玕はその具体的な方法を示している。それによれば、まず郵便制度では公文書を扱う「郵亭」と一般の書信を扱う「書信館」を置き、書簡の重さと運ばれる距離に應じて代金を徴収し、二〇里ごとに置かれた書信館を通して運ばれる、とされている。一方の「新聞館」は「法法類」の冒頭では、民心や世論、各省・郡・県の物価の高低、時局の動静などの情報を集めて報じるとされていたが、さらにこの部分では新聞の発行地域の範囲に合わせて日刊、週刊、月刊に分けることや、発行人、発行日、定価を明記することなどが規定されている。また、「書信館」と「新聞館」は許可を与えた上で民間に運営させる、とされている。

もちろん当時の中国ではこのような特許制度、民衆のための郵便業や新聞発行などは行われておらず、これらはいずれも西洋の制度を模したものである。

香港や上海の外国人居留地では当時すでに新聞が発行さ

れ、欧米との間で郵便物がやりとりされていた。また、特許制度もヨーロッパでは一五世紀に誕生し、一七世紀にはイギリスで近代特許制度の基本的な形ができあがっている^⑧。これらの制度についての知識は宣教師による著作や新聞などを通して中国語でも紹介がなされていた。そのような媒体として洪仁玕に最も大きな影響力があったと思われるのは、すでに本稿でも言及している華字紙『遐邇貫珍』や、この後を受ける形で一八五七年から一八五八年にかけて上海で発行された『六合叢談』である。両者はいずれも西洋の科学知識や技術、政治、経済、宗教などに関する論文と時事報道からなる月刊紙で、ロンドン伝道会の宣教師が中心となって発行しており、後者は英華書院（ロンドン伝道会香港支部）を通して香港でも販売されていた。洪仁玕にとって新聞紙は身近な存在であり、しかも彼はそこから欧米の様々な制度に關する知識を得ることができたのである。

洪仁玕が提言しているような諸制度・政策は『遐邇貫珍』や『六合叢談』、その他の宣教師による著作の中に幅広く紹介されているが、ここでは一つだけ例を挙げておこう。『六合叢談』一卷（一八五七年）六号に「格物窮理論」と題された文章がある。これはロンドン伝道会の宣教師ウィリアムソン（Alexander Williamson）が執筆したもので、国家を強く盛んにする根本は「格物窮理」すなわち

西洋の自然科学を究明することであると説き、西洋の様々な発明品や制度を紹介している。その中で例えば、西洋では汽車が発達したことによって人や書簡を均一の料金で輸送することができるようになったことや、新しい発明をした者に対しては君主がこれを特別に扱い、「その権益を独占させて他の者がその利益を奪うことのないようにすること、また「農村でも七日ごとに一紙か二紙は新聞が発行され、都市になれば毎日数十から百紙に及ぶ新聞が発行されており、新しい理論や技術が発明されれば数日間のうちに各国にそのことが伝わるようになっていく」ことなどが紹介されている。西洋における「格物窮理」のしくみ——探求と発明、その保護および伝播について簡潔にまとめられており、さらに汽車や新聞にまで言及されているなど、洪仁玕の主張との重なり方を考えても非常に興味深い文章である。このような文章を参考に洪仁玕は西洋の諸制度に関する知識を深めていったものと思われる。

洪仁玕の政策提言では、さらに地方統治に関わるものとして、各省に新聞官、省・郡・県に錢穀庫、市鎮公司（公の出納機関）、市民公会（困窮者への援助・教育を行う慈善組織）、病院、郷官、郷兵の設置が唱えられ、また風俗習慣や生活に関わるものとしては、「風風類」でも述べられていたような諸々の悪習に対する禁令や四疾院・四民院の設置についての具体的な方策、或いは「徒党をくむ弊を

禁止する」ことにも関わる官位や商号の売買を防ぐ方策などが述べられている。また、外国の「生命や財貨にたいする保証の制度」として保険制度の紹介なども見られる。

「新聞官」に関する提言では、他の官員とは干渉し合わない、権力を帯びない「新聞官」という役職を置き、専ら各省や各国の新聞紙を収集し天王に提出させよ、と提言している。興味深いことに、この項目は一八六〇年八月に *The North China Herald* 紙に掲載された英訳、すなわち初期の草稿版では「法法類」の冒頭に近い部分に独立した形で置かれていた。このことから、新聞紙を発行し、さらにその新聞の情報も政治にも役立てることが、洪仁玕の中では特に重要な意味を持っていたことが分かる。

また、「市民公会」や病院、「四疾院（跛盲聾哑院）」、「四民院（鰥寡孤独院）」などの施設についてはいずれも「富貴な者」が「自発的に」「寄付を募って」開設する、とされていることが特徴的である。特に跛者、盲人、聾哑者の施設については、「一芸に秀でたものを師として、音楽、書法、算法、その他の技芸を教え、無用の人間にならないようにさせます」とあって、『美理哥合省国志略』の「聾・盲・哑者はもととは無用とされてきたが、今は（合衆）国内に仁会が設立され、彼らに訓練を行う施設ができていく。聾哑者には手で音楽を奏でさせることを教え、盲人には凸字（点字）の書物を手で触れて読めるようにさせてい

る」という記述と近似していることは興味深い⁽¹⁰⁾。

なお、提言の中に一つだけ、犯罪人への処罰に関わるものが入っている。第一六項の「罪は罪人の妻子、眷属にまで及ぼさないこと」としたもので、犯罪を援助したのでない限りは「親切に慰めて、気分を一新して生きていく路を開いてやる」べきであり、彼らに累を及ぼすのは、むしろ反逆に追いやるものだ、とある。これは連座制が根強い中国の刑罰の思想とは大きく異なるものであった。

このように洪仁玕は「法で統治する方法」として様々な政策提言を行っているが、その多くが当時の華字紙や書籍で紹介されていた欧米の制度や思想と非常に近いものであったことが分かる。

(四) 「刑刑類」

続く「刑刑類」では刑罰に関する項目が三つ掲げられている。一つは軽犯罪者に対する処罰について、もう一つは「十項目の天条」すなわちモーセの十戒の中の「殺す勿れ」という条項についての解説、そして第三に死刑について、である。

まず、軽犯罪者に対しては懲役刑を科して清掃や修築に従事させるよう提言している。犯罪の程度が重いほど故郷から遠い場所で懲役に服させるが、その理由の一つは犯罪者の「廉恥を尊重する」からであるとされ、そうすれば

「釈放期には、彼らが悔い改めて、新たな心で生活を始めること」が期待できる、とある。犯罪者の更生に重きがかれていることが分かる。

次に、洪仁玕は「殺す勿れ」というのは「一人の賞罰は来世において天父が行うことであつて、この世において人は生殺与奪の権を持つていない」ことを意味しているのだ、とし、しかしながら天王は天父の名によつてこの世を治めているので、上にある者は不法を咎めないわけにはいかない、としている。その上で死刑は絞首刑を行うこととし、「処刑に先立つてその罪状並びに死刑執行日を公表し」、見る者に自戒させれば、いささかは「殺す勿れ」という天父の教えに合致させることができる、としている。

この死刑の規定がそれまでの太平天国の過酷な死刑方法を西洋の制度に倣つて改めようとしたものであることは、これまでも指摘されてきたことである。しかし「刑刑類」全体を通してみるならば、軽犯罪者には「悔い改め」を期待し、死刑の場合でもわざわざ十戒の「殺す勿れ」の解釈から説き起こすなど、キリスト教思想の色合いがとりわけ濃いように思われる。これは洪仁玕が香港滞在中に監獄での布教にも携わっていたことと無関係ではないだろう。ロンドン伝道会の史料によれば、洪仁玕は同会のアシスタントをしている間、日曜日ごとに監獄を訪れ、囚人のための礼拝やパンフレットの配布などの伝道活動を行っていたと

いう。⁽¹⁷⁾ 洪仁玕が「刑刑類」で敢えて「殺す勿れ」については解説したのは、彼がこのような体験を通して死刑、さらには刑罰の制度そのものをキリスト教の教義から理解していたからに他ならない。また、それと同時にこの体験は洪仁玕に具体的な刑罰の方法について見聞を積ませることもなったと思われる。「刑刑類」の刑罰の記述が具体的なものはその現れであろう。⁽¹⁸⁾

おわりに

以上述べてきたように、『資政新篇』は洪仁玕のキリスト教徒としての経験、また、当時最も多く西洋の情報に触れることのできる場で得た見聞に深く裏付けられた書物であった。それでは、今改めて『資政新篇』の評価を考えるとき、どのようなことが言えるだろうか。

従来の研究において『資政新篇』を評価する上で困難があったとすれば、それはいかに『資政新篇』が持つ先進性や斬新さを指摘できたとしても、それをアヘン戦争前後から始まった一部の知識人や官僚による西洋への関心の高まりから洋務運動へ、という一九世紀中期以降の大きな潮流の中に位置づけることができない、という点にあった。なぜなら『資政新篇』は後期太平天国の中に突如現れた、そもそも太平天国の歴史の中でも前後の脈絡を持たない書物

であった上、太平天国の滅亡に伴い何ら周囲に影響を与え、することもなく散逸していった書物だからである。だが一旦太平天国から離れ、『資政新篇』の書き手である洪仁玕の経歴に即して見てみるならば、この書物は別な位置づけをすることが可能になるのではないだろうか。

中国への「近代的な知識」の伝播は、まず宣教師を介して始まった。しかし本稿でも見てきたように、宣教師の目的はキリスト教の伝道にあつたのであり、特に一八六〇年代以前にあつては、その「知識」はキリスト教と強く結びつけられて伝えられた。洪仁玕はまさにその時期にキリスト教に接し、キリスト教を通して近代的な知識に出会つたのである。キリスト教と西洋の先進知識とを強く結びつけたまま、それを改革の理想として描き出したのが『資政新篇』という書物だつたのではないだろうか。洪仁玕と同じように一八五〇年代に香港や上海で宣教師のもとで西洋の学問知識に出会つた中国人知識人は少なくないが、彼らがその知識を用いて表舞台で活躍を始めるのは早くても一八六〇年代後半、太平天国滅亡後に始まつた洋務運動からであつた。洋務運動は清朝の官僚が主導する、すでにキリスト教とは分離された、科学技術面に特化された改革運動ではあつたが、例えば実務面でそれを支えた知識人の多くは上海の墨海書館の翻訳助手など、ロンドン伝道会と関係の深い人々であつた。一八五〇年代から一八六〇年代にかけ

て香港や上海で西洋の知識を身につけた知識人、と一口に言ってもその様相は多岐にわたり、今後さらにその内実を検討してゆく必要があるが、少なくともその一群の知識人たちが後の中国の近代化において様々な形で貢献したことは事実である。そのような知識人の一人として洪仁玕を捉え得るならば、『資政新篇』もまた宣教師を介して始まった中国の近代化への道程上の一つの指標と見ることができるとはならないだろうか。

他方、このようなキリスト教色の濃い「政策提言」が中国の近代化の中で相対的に早い時期に出版された理由を考へる場合、再び洪仁玕と太平天国との関係に目を向ける必要が出てくるだろう。一八五〇年代末期から一八六〇年代初頭という時期にこのような提言を受け入れる余地は少なくとも清朝にはあり得なかつた。まがりなりにも「キリスト教」の影響下に成立した太平天国だったからこそ、そしてその指導者と血縁関係のある洪仁玕が著者であつたからこそ、『資政新篇』は紆余曲折を経たとはいえ、世に出ることができた。キリスト教—洪仁玕—太平天国という三者のつながりの上に、『資政新篇』というキリスト教に根ざした「近代化」の試みは誕生したのである。

注

〔1〕 刊本『資政新篇』の原文は王重民編『太平天国官書十種（広東叢書第三集）』江蘇廣陵古籍刻印社、一九九二年（影印本）所収、二二五—二六四頁を参照した。なお、西順藏編『原典中国近代思想史』第一冊（岩波書店、一九七六年、三三七—三八二頁）に小島晋治氏による日本語訳『庶政刷新に寄与するための新提案』が収められている。本稿では、刊本の『資政新篇』にある文言については、特に注記しない限り小島氏の訳を引用することとする。

〔2〕 夏春濤『洪仁玕—從塾師・基督徒到王爺』湖北教育出版社、一九九九年、七六一—八四頁、および同『天国的陨落—太平天国宗教再研究』中国人民大学出版社、二〇〇六年、三〇五—三一頁。

〔3〕 倉田明子『洪仁玕とキリスト教—香港滞在期の洪仁玕』『中国研究月報』六四一号、二〇〇一年七月、中国研究所、一—二二頁、および同『資政新篇』の実像—刊行に至るまでの修正過程と内容改変』『東洋学報』第八五卷第三號、東洋文庫、二〇〇三年、六一—九三頁。

〔4〕 刊本『資政新篇』にはこの後に独立した形で「用兵之法」と題された文章が付されている。一八六〇年七月二八日の *The North China Herald* 紙に掲載された『資政新篇』に関する最初の紹介文の中で、『資政新篇』の中に「用兵についての教え」も含まれていたことが言及されているが、その内容には触れられていないため、これが「用兵之法」と

同じものであるかどうかは不明である。本篇とは切り離されている上、内容的にも本篇の主題に関わるものではないため、本稿ではこれについては論じないこととする。

〔5〕刊本『資政新篇』の版本、構成については倉田前掲『資政新篇』の実像一七四―七七頁で詳しく論じているので併せて参照されたい。

〔6〕英訳の時点では訳文がなく、加筆されたと推測されるのは、例えば刊本の「法法類」の最後の項目や「刑刑類」の最後の項目などで、内容的には次の部分とつながっている。これは、もともと手稿本の段階から存在していた文章に加筆し、しかもその挿入箇所や体裁を誤ったまま版木が作成されたために生じている問題であると思われる。なお、*The North China Herald* 紙に掲載された英訳との内容、構成の比較については倉田前掲『資政新篇』の実像一七四―七九頁の表に示しているので、併せて参照されたい。

〔7〕キリスト教の教義「三位一体」は洪秀全によって否定されていた。しかし洪仁玕はここで敢えて「三位一体」を強調し、さらに「風風類」の最後の部分に「上帝の名を呼ぶことを忌避する必要のないこと」と題した文章を付け加えている。この文章は手稿本の時期に本来「法法類」に加筆された文章であり、「爺火華（エホバ）ヤハウエの音」の原義を説くことから始めて、「爺（父）」としての上帝と子としてのキリストおよび「聖神上帝之風（聖霊）」が「一体一脈」となった「上帝」は不変の存在であり、そのような父と子の関係を明らかにしておくため、その名を

敬遠する必要がない、と説いている。刊行の際、「風風類」の末尾に置かれたものと考えられる。倉田前掲『資政新篇』の実像一七三頁を参照のこと。

〔8〕洪仁玕はイギリス、アメリカ、ドイツ、スウェーデンに関する記述の中でいずれも最後に自分と面識があるその国の人物の名前を列挙している。原文は漢字名を記すが、それが誰を指すかについては李志剛『基督教早期在华伝教史』台湾商務院書館、一九八五年、三一八―三三三頁に詳しい。小島氏訳にも注で宣教師の原語名が充てられているが、一部誤りがある。

〔9〕James Legge, *The Colony of Hongkong, The China Review*, Vol. I (July, 1872 to June, 1873), p. 172.

〔10〕洪仁玕は仏教国として「馬來邦（マレーシア）、秘魯邦（ペルー）、澳大利邦（オーストラリア）、新嘉波（シンガポール）、天竺邦（インド）、前西藏、後西藏、蒙古、滿洲」を挙げている。また本文では言及しなかったが、エジプトについての記述もあり、ノアのはこ舟が乗りあげたアララテ山の所在地とされている（実際はアララテ山は現在のトルコに位置するとされる）ほか、地形や気候など地理的な特徴が詳しく述べられている。

〔11〕マルティン（漢名丁韞良）は寧波に派遣され、一八五四年に同地で『天道溯源』を出版した。その後も何度も改訂を重ねているが、初版および第二版（一八五八年）は筆者は未見である。引用は中巻第四章より。第三版（一八六〇年）の日本語訳（書き下し文）を収録している、吉田寅

『中国キリスト教伝道文書の研究——「天道溯源」の研究・附訳註』汲古書院、一九九三年、一八九—一九〇頁による。初版、第二版とは語句に若干の違いがある可能性があるが、内容的には大きな改編はないものと思われる (Wylie, Alexander, *Memories of Protestant Missionaries to the Chinese*, Shanghai Presbyterian Press, 1867, p. 204)。

〔12〕 吉田前掲書 一〇六頁。

〔13〕 例えば「ロシアは大国となったが、当時の君主が神を崇拜し、救世主を伏し拝んだので、彼が始めた事業は順調に達成されたのである」(『万国史伝』第五〇葉)。「万国史伝」は「全記述の中心はイエス・キリストである」(巻頭言)という視点に立って書かれた史書で、歴史に対するキリスト教的解釈が随所に見られる。「正教」プロテスタントに対してカトリックを「異端」と位置づけ、両者をはっきり区別している点も特徴的である。また、『遐邇貫珍』では、最も典型的な例として、一八五四年第一〇号「近日雑報」で「西海の小島の民である我々に、今、神はインドという広大な土地を賜り、我々にこれを治めよと言われた。その民は今すでに数多く、彼らは我々に自分たちを富ませ、教え導いて欲しいと思っっているはずである。いやしくもそのようにしないのであれば、かえってそれは罪である」というあるイギリス人の言葉を引用し、これがイギリス人の宿願であって、インドもまたこれから大いに振興するであろう、とし、さらに中国も同じように西洋の文字と学問を学ぶよう勧めている箇所がある。

〔14〕 石井正『知的財産の歴史と現代』社団法人発明協会、二〇〇五年、第二章第四章。

〔15〕 例えば、郵政については『遐邇貫珍』一八五五年第一号「近日雑報」、新聞制度については『美理哥合省国志略』第五八—五九葉、特許制度については『美理哥合省国志略』第三八葉および『六合叢談』一卷(一八五七年)二号「泰西近事述略」等を参照のこと。また、この後には保険制度に関する提言も登場するが、『遐邇貫珍』一八五四年第一号の「補災救患普行良法」には欧米の保険制度が詳しく紹介されている。

〔16〕 『資政新篇』原文は「請長教以鼓樂書教雜技、不致為廢人也」。『美理哥合省国志略』の原文は表2を参照のこと。

〔17〕 倉田前掲「洪仁玕とキリスト教」一〇頁。

〔18〕 洪仁玕の絞首刑についての記述は非常に具体的である。「死刑に値いする大罪を犯した者は、頸に大きな輪をかけ、立ち上がらせて、柱のてっぺんまで昇らせ、同時に足下の板を取り外して、絞首刑を行ないます」。例えば『美理哥合省国志略』卷之十七などにはアメリカでは死刑は絞首刑のみであることは記されているが、その具体的な方法などは書かれておらず、筆者の知る限りその他の書物にも刑罰の方法について具体的に記したものはない。香港ではイギリス本土の法律の多くが直接適用されており、死刑もイギリスと同じく絞首刑で公開処刑であった。余繩武編『十九世紀的香港』麒麟書業有限公司、一九九四年、一七六—一七七、一八六—一八九頁。